

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 規 則

- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課) 74
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課) 74
- 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども子育て支援課) 75
- 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども子育て支援課) 76
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 76
- 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (林業木材課) 76

### 告 示

- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 77
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 77
- 森林法による通知に代える公示…………… (治山課) 77
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 77
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 77
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 79

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 80

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (3件)…………… 80

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第72号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の3の事項中「事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」に改め、同様式の5の事項を次のように改める。

### 5 主な職員の氏名

職	種	氏	名

別記第1号様式の9の事項を削る。

別記第2号様式の3の事項を次のように改める。

### 3 主な職員の氏名

職	種	氏	名

別記第2号様式中4の事項及び5の事項を削り、6の事項を4の事項とし、7の事項を5の事項とし、8の事項を6の事項とし、9の事項を削る。

別記第4号様式の4の事項を次のように改める。

### 4 施設の長の氏名

別記第4号様式の8の事項中「及び第3項」を削る。

別記第5号様式の3の事項を次のように改める。

### 3 施設の長の氏名

別記第5号様式中4の事項を削り、5の事項を4の事項とし、6の事項を5の事項とし、7の事項を6の事項とし、8の事項を削る。

別記第7号様式中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式末尾欄外注の事項中「及び第3項」を削る。

別記第8号様式中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、9の事項を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

	性別
	男・女

を

「  
」に改め、同様式末尾欄外備考1の事項中「「性別」、」

を削る。

別記第2号様式中

「  
性別  
」を

「  
」に改める。

別記第3号様式中「自立支援医療受給者証記載事項変更届  
(精神通院医療)」を

「自立支援医療受給者証記載事項変更届  
(精神通院医療)」に、

「  
性別  
男・女  
」を「  
」に改

める。

別記第4号様式中

	性別
	男・女

を

「  
」に、「破損又は汚損した」を「破損し、又は汚損

した」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第2号様式の自立支援医療受給者証でその効力を有するものは、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第2号様式の自立支援医療受給者証とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第1号様式、別記第3号様式又は別記第4号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第74号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項に後段として次のように加える。

届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。

第13条第6項中「知事が別に定める地域に所在する」を「保育士の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第13条第5項の規定による届出が行われた保育所であって、この規則の施行の際現にこの規則による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第13条第6項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の配置の基準については、この規則の施行の日から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第75号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項に後段として次のように加える。

届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。

第4条第7項中「知事が別に定める地域に所在する」を「保育士及び幼稚園の教員の免許状を有する者の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する」に改める。

第7条中「60人」を「20人」に改め、同条ただし書を削る。

第9条第5項に後段として次のように加える。

届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。

第9条第6項中「知事が別に定める地域に所在する」を「保育士及び幼稚園の教員の免許状を有する者の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第6項の規定による届出が

行われた認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）をいう。）であって、この規則の施行の際現にこの規則による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第7項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の資格の基準については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

3 改正前の規則第9条第5項の規定による届出が行われた幼保連携型認定こども園であって、この規則の施行の際現に改正後の規則第9条第6項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の配置の基準については、施行日から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第76号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.85パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和2年4月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第77号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年政令132号」を「平成23年政令第132号」に、「平成32年3月31日」

を「令和3年3月31日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告**

**示**

**北海道告示第449号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第451号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第399号
- 2 所在が不明な者 満井 忠男

**北海道告示第452号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 北見津別線	北見市錦町175番2地先から 同市北上46番3地先まで	令和 2. 6.30

**北海道告示第453号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
古番屋川（Ⅱ-93-0890）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字古番屋、字フルセンボウチ、大字仙鳳趾村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
入境学干場の沢川（Ⅱ-93-0980）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字入境学、字オタクパウシ、大字跡永賀村字初無敵（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
冬窓床川（Ⅱ-93-0990）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字跡永賀村字冬窓床、字跡永賀（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
岩谷の沢川（Ⅱ-93-1650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字遠野、字トリトウシ、字トリトウシ原野南10線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
森の沢川（Ⅱ-93-1660）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
安藤の沢川（Ⅱ-93-1670）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 釧路郡釧路町字達古武、字トリトウシ原野南9線、字トリトウシ原野南10線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
細岡駅裏の沢川（Ⅰ-93-1700）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武、字トリトウシ原野南3線、字トリトウシ原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
西村の沢川（Ⅱ-93-1720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
金井の沢川（Ⅱ-93-1730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
小野の沢川（Ⅱ-93-1740）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
沢口牧場の沢川（Ⅱ-93-1750）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
達古武1の沢(Ⅱ-93-1760)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
鈴木沢の沢川(Ⅱ-93-1770)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
知方学(9-11-423)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
去来牛(9-12-424)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字去来牛、字知方学(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
岩部川(Ⅰ-22-0450)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
松前郡福島町字岩部(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57

号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年6月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路町釧望台2丁目1(Ⅱ-9-74-2168)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町釧望台1丁目、釧望台2丁目、字別保原野南20線、字別保原野南20線東(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路町冬窓床(Ⅱ-9-94-2188)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字跡永賀村字冬窓床、字跡永賀、字初無敵(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
キトウシ川(Ⅱ-93-0900)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字去来牛(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
岩崎の沢川(Ⅱ-93-1030)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町大字跡永賀村字浦雲泊(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
測本の沢川（Ⅱ-93-1630）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字遠野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
森切の沢川（Ⅱ-93-1680）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武、字トリトウシ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
野村の沢川（Ⅱ-93-1710）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦  
覧に供する。）

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道十勝総合振興局告示第78号**  
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和2年6月30日  
北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

1 落札に係る物品等の名称及び数量  
自走式リール巻取散水機ほか9品目 全213点

2 落札を決定した日  
令和2年6月16日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 緑産株式会社  
(2) 住所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5

4 落札金額  
118,470,000円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
令和2年5月1日付け北海道十勝総合振興局告示第59号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課  
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

**道教育庁教育局告示**

**北海道教育庁渡島教育局告示第61号**  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。  
令和2年6月30日  
北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の名称及び数量  
ア 道立特別支援学校用タブレット型端末等 一式 184台分  
イ モバイルルーター 26台分  
(2) 調達をする物品等の仕様等 詳細仕様書による。  
(3) 納入期日 令和2年8月31日（月）  
(4) 納入場所 詳細仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、詳細仕様書に記載の要件を満たしていることを事前に証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月30日（火）から同年7月7日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号  
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階403号会議室  
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年7月14日（火）午前10時（送付による場合は、同月13日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 校務用パーソナルコンピュータ 一式 76台分
- イ 予定時期 令和2年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに

公告する。)

- (2)ア 名称及び数量 道立学校パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 242台分

イ 予定時期 令和2年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029

### 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet terminal 184 sets and Mobile router 26 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 14, 2020  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 13, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan  
Phone : 0138-47-9029

### 北海道教育庁上川教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月30日

北海道教育庁上川教育局長 河野 秀 平

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月1台の基本料金及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり 5,446枚

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

#### (3) 契約期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検、調整及び消耗品の供給体制が整備されていることを明らかにした者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年6月30日（火）から同年7月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年7月31日（金）午前10時（送付による場合は、同月30日（木）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告  
令和2年1月24日付け北海道教育庁上川教育局告示第1号

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatuιyouchou.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（1月当たりの基本料金と複写料金（単価）に予定枚数を乗じて得た金額の合計額）が最低である者を落札者とする。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

## 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set  
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 31, 2020  
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., July 30, 2020)  
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan  
Phone : 0166-46-5862

## 北海道教育庁オホーツク教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年6月30日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊賀治康

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 道立特別支援学校学習用端末 一式（網走地区） 33台分  
イ 道立特別支援学校学習用端末 一式（紋別地区） 41台分  
ウ 道立特別支援学校学習用端末 一式（北見地区） 65台分  
アからウまでについて、それぞれの入札とする。

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

#### (3) 納 入 期 日 令和2年12月28日（月）

#### (4) 納 入 場 所

- ア (1)のア 北海道網走養護学校  
イ (1)のイ 北海道紋別養護学校及び北海道紋別養護学校ひまわり学園分校  
ウ (1)のウ 北海道北見支援学校

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年6月30日（火）から同年8月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和2年8月19日（水）午前10時（送付による場合は、同月18日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 一式 9台分

イ パーソナルコンピュータ 一式 48台分

ウ パーソナルコンピュータ 一式 20台分

アからウまでについて、それぞれの入札とする。

(2) 予 定 時 期 令和2年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ  
(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)

においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

(3) 電 話 番 号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Tablet terminal 33 1 set

b Tablet terminal 41 1 set

c Tablet terminal 65 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 19, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 18, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome,  
Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785